

経済教室

森信 茂樹
中央大学特任教授

ポイント

- 北欧などで税務当局が申告書に事前記入
- マイナポータルと電子申告の活用を検討
- 税・社会保障改革、雇用的自営業者も重視



もりのぶ・しげき 50年
生まれ。大阪大博士（法
学）。専門は租税法。東京
財団政策研究所研究主幹

ば、納税申告の手段が生じてくる。さらに少額の所得を得る個人事業者の場合、既存の社会保険制度からこぼれ落ちるという問題も生じる。

プラットフォームを通じ不
定期の契約で自らのスキルを
提供する人々で成り立つ経済
をギグエコノミーと呼ぶ。欧
米ではギグエコノミーの税制
や社会保障の問題を包括的に

や課題を、先進諸国の例を参
考にしながら考えたい。

新たな経済に対して先進諸
国で導入されているのは、記

当局に送付することで申告が
完了する制度だ。

納税者サービスの一環とし
て、北欧諸国を皮切りに欧州
十数カ国で導入されている。
日本のように年末調整制度が

この制度は税務当局にとっ
てもメリットが多い。申告書
の收受後に申告内容を審査す
る従来の方式に比べて、申告
間違いや記入漏れなど納税者
の単純なミスであらじめ防
止でき、申告書收受後の事務
が効率化されるのである。

日本の対応はどうか。政府
税制調査会「経済社会のICT
化等に伴う納税環境整備の
あり方について（意見の整
理）」（18年11月7日）を読
むと、記入済み申告制度の導
入へとかじを切ったようだ。

次に課題となるのは、シェ
アリングエコノミーの下で増
加するサラリーマンの副業や
小規模事業者の申告インセン
ティブ（誘因）の拡大だ。日
本では18年度税制改正以降、
サラリーマンに適用される給
与所得控除を縮減して、その
分を誰でも使える基礎控除に
振り替えていくという方向に
進んでいるが、これだけでは
十分とはいえない。

諸外国の例を見ると2つの
方向が考えられる。一つは副
業収入や小規模の事業所得に
ついて、納税者が銀行口座を
開設して国税当局に登録、そ
の口座に振り込まれた収入の
一定割合を銀行が源泉徴収し
納税して本人は申告不要とす
る仕組みだ。証券特定口座制
度に類似した簡素な方法を納
税者の選択的に導入するもの
で、エストニアに実例がある。

設けることだ。サラリーマン
と自営業者の垣根が低くなる
中で、現時点では前者は経費
の概算控除、後者は実額控除
と制度が異なっている。後者
にも給与所得控除並みの経費
の概算控除を導入してはど
うだろうか。また英国では、
米
ワーバーテクノロジーズを活
用する運転手や米エアビーア
ンドビーのホストの収入にシ
ェアリングアロウンスとい
う1千ポンド（約14万円）の所得控
除を創設して対応している。
少額の納税者の申告の手段
を軽減するための施策である
とともに、税務当局もより有
効な分野にリソース（資源）
を振り向けることが可能にな
るといふメリットがある。

また伝統的自営業者に代わ
り雇用的自営業者が増えてく
ると、消費税の分野でも、非
課税の給与所得と課税の事業
所得・雑所得の区分の公平性
が問われる。中期的な課題と
して議論する必要がある。

少額納税申告の手間軽く

とらえて対策を進めている。
本稿では、シェアリングエ
コノミーやギグエコノミーの
発達の下で生じる税務の問題

入済み申告制度だ。この制度
は、IT（情報技術）発達の
成果を納税申告の利便性向上
に活用するものだ。

存在している英国も、201
9年からの導入を予定してい
る（表参照）。

納税者について事前に情報を
返すシステムを作るには膨大
なコストがかかる。そこで既
存のマイナンバー制度の個人
ごとのポータルと電子申告（e
-Tax）を組み合わせて対
応する案が検討されている。

「民間送達サービス」を活用
して、公的年金支払い資料、
医療支払い情報、生損保の保
険料控除、住宅ローン残高証
明書などの電子的受け取りを
可能にし、e-Taxと連動さ
せ申告につながる仕組みだ。
ポータルの電子決済機能を使
えば納税まで簡素に行える。

もう一つはシェアリングエ
コノミーで所得を得る雇用的
自営業者に新たな所得控除を

税制大綱 残された課題 ①

シェア経済への対応急げ

高いので、無申告・過少申
告の増加というタックス・ギ
ャップ（Tax Gap）の問題が
生じる。またこれまで源泉徴
収・年末調整で完結していた
給与所得者が副業・兼業すれ

主要国の記入済み申告制度の導入状況

国名	導入年	記入済み申告書の導入割合
カナダ	1993年	不明
シンガポール	98	99%
フランス	2001	73
スウェーデン	02	100
韓国	04	82
英国	19(予定)	—

(出所)OECD調べ(15年)を基に筆者作成

税務当局が
雇用主や金融
機関などから
提出された給
与支払額、源
泉徴収額や保
険料支払額な
どを、あらか
じめ納税者の
申告書に記入
して電子的に
送付し、納税
者はその内容
を確認して、
必要に応じて
加筆・修正し
たうえで税務

最も進んでいるスウェーデ
ンでは、税務当局から送付さ
れた申告書に、給与、利子、
配当などと並んで、支払税額
（国税・地方税）、税額控除
額が記載され、納税者の税の
過不足額（追加納税額や還付
額）まで計算・記入される。
フランスでは給与所得と投
資所得の2つが対象で、納税
者は事前記入された収入につ
いて、経費の実額と10%の概
算控除のどちらかを選択して
送付する。さらにシェアリ
ングエコノミーからの収入に
ついて、税務当局が入手し
納税者に送付している。

記入済み申告制度とは異なる
が、日本の実情に合った記入
済み申告制度といえる。

この制度をワークシェアリ
ングで働く者に広げていくに
は、支払い情報の結節点であ
るプラットフォーム（大手
IT企業）から税務当局や納
税者自身への情報提供が必要
になる。19年度税制改正では、
プラットフォームに対する
任意の照会などに関する法整
備を進めることが決まった。
今後さらに個人のマイナポ
ータルへの情報の集中化を進め
ていく必要がある。

また伝統的自営業者に代わ
り雇用的自営業者が増えてく
ると、消費税の分野でも、非
課税の給与所得と課税の事業
所得・雑所得の区分の公平性
が問われる。中期的な課題と
して議論する必要がある。